相続ドック
NEWS RELEASE
2017年1月号

税理士法人エム・アンド・アイ

〒532-0011

大阪市淀川区西中島4丁目11番9号

Phone：06(6838)7512　FAX：06(6886）0233

税制改正大綱！働き方改革につながるか？

働く主婦は増える！？
法人は引き続き減税傾向
富裕層の相続対策を封じ込め

今年の税制改正大綱は、配偶者控除とタワマンばかりが注目された印象です。法人向け減税や自社株評価の見直し、相続税改正など、影響の大きい項目も忘れず押さえておきましょう。

暮らしに直結の改正も

●“配偶者控除”廃止できず改正へ

配偶者控除は、パートで働く妻が年収103万円以内なら、夫が38万円の所得控除で税負担減できる仕組み。高度経済成長期のモーレツサラリーマンを支える、妻の内助の功に報いる制度として登場しました。

年収を103万円以内に抑えるため、年末に勤務時間を調整するパート主婦も多く、雇用側からも厄介な問題として根強い廃止論が出ていました。

当初は“制度廃止と夫婦控除の創設”を目指したものの、結局配偶者控除の改正で落ち着きました。家族のあり方の変化などにあわせ、基礎控除などの人的控除をはじめとした所得税の抜本改革は来年以降進められる方向です。

2017年度税制改正大綱のポイント

暮しは？

◇ 配偶者控除＆配偶者特別控除見直し
　妻のパート収入枠拡大と夫の所得制限

○ 積立型NISAの創設
　長期少額積立タイプが登場

◇ ビールと発泡酒の税率統一へ！
　ビール値下げ、発泡酒は増税

○ 空港入国時も免税店ショッピングOK
● エコカー減税は段階的に縮小

相続・事業承継は？

◇ 自社株評価の見直し

● 国外財産への相続税課税強化
◇ タワマン高層階の固定資産税見直しへ
● 広大地評価の明確化

○減税　●増税　◇中立

企業は？

○ 中小企業投資促進税制の２年延長
　ＰＣやコピー機などは対象外へ
○ 中小企業経営強化税制の創設
　認定経営力向上計画記載資産の100%償却
○ 商業・サービス業等活性化税制の２年延長
○ 賃上げ減税、減税幅が最高22%へ拡大
　賃上げ率２%以上で税額控除割合12%を上乗せ
● 業績好調企業には中小企業の優遇なし
○ 研究開発減税の見直しと拡充
　人工知能活用のサービス開発等も減税対象に

消費税率10%への引き上げは
2019年10月から

Copyright© EIWA Consulting, Inc. All Rights Reserved

●高所得の夫は増税

配偶者控除と配偶者特別控除は、2018年から次のように改正されます。

★年収1,220万円超の夫（＝所得1,000万円超）は控除ゼロへ

★控除対象となる妻のパート収入は150万円以下へ

年収1,120万円以下の方は概ね減税ですが、高所得者は増税となる場合も！夫の年収制限が加わり、年収次第で毎年控除額が変動するケースも出てきます。

◆ 配偶者控除と配偶者特別控除の額はこう変わる！ ◆

妻の年収 ＼ 夫の年収（ｻﾗﾘｰﾏﾝ）	1,120万円以下	1,120万円超 1,170万円以下	1,170万円超 1,220万円以下	1,220万円超
103万円以下	38万円 38万円	26万円 38万円	13万円 38万円	0万円 38万円
103万円超 141万円未満	38万円 3万円－38万円	26万円 3万円－38万円	13万円 3万円－38万円	0万円 0万円
141万円以上150万円以下	38万円 0万円	26万円 0万円	13万円 0万円	0万円 0万円
150万円超-201万円以下	3万円-38万円 0万円	2万円-24万円 0万円	1万円-12万円 0万円	0万円 0万円

※下段は、改正前の控除額

：増税部分　：減税部分　：増税または減税または影響なし

●改正で働く妻は増えるか？！

手取りを増やすために妻がパートに出るには、本人の負担だけでなく、夫の税負担、家族手当、さらには保育料への影響まで考えなくてはならず、難しいパズルを解くようなもの。

夫の年収制限が加わり、「増税だからもっと働かなくちゃ！」という人や、「減税で手取りが増えてうれしい！」という人が出ることに。仲間内の会話も気を遣うことになりそうです。

パート年収とハードル（改正後）	
年収100万円超	本人の住民税負担が発生
103万円超	本人の所得税負担が発生
130万円以上	本人の社会保険料負担が発生 （社員501人以上企業では106万円以上）
150万円超	夫（所得1,000万円以下）の配偶者控除がゼロへ
201万円超	夫（所得1,000万円以下）の配偶者特別控除がゼロへ

●お手頃ビールへ期待！

ビールの酒税は麦芽比率で決まり、350ml缶１本当りの酒税は、ビール77円、発泡酒47円、第３のビールは28円と大きな差があります。メーカーはこれまで、安くて売りやすい発泡酒や第３のビール開発にしのぎを削ってきました。改正の狙いは、ビールと発泡酒の区別を取り払ってメーカーをビール開発に集中させ、国産ビールの世界シェアを高めることとか、効果はどう出るでしょうか？

改正で“第３のビール”という区分は撤廃され、ビールと発泡酒の税額が10年間で段階的に統一されます。ビールの値下げは当然として、発泡酒の値上げは勘弁してほしいですね。

●積立NISAが登場！

若年層の自助努力での資産形成を意識し、非課税限度額は毎年40万円（現行120万円）へ引き下げ、運用期間は20年間（現行5年間）へ延長となりました。

新制度では投資対象から上場株式が除外され、特定の株式投資信託に限定されるため、投資先で悩むことは少なくなるのでは？

NISAの歴史	
2014年	NISAｽﾀｰﾄ（年100万円×5年）
2015年	毎年、金融機関変更が可能に
2016年	年当り非課税限度額が120万円へ増額 ｼﾞｭﾆｱNISAｽﾀｰﾄ（年80万円×5年間）
2018年	積立NISAｽﾀｰﾄ（年40万円×20年）

法人税は減税継続

●投資減税はさらに充実

設備投資減税の制度は期間延長や新設制度で、恩恵を受ける企業は多そうです。

◆中小企業投資促進税制　2年延長

★改正で器具備品（ＰＣ等）は対象外に！

機械（160万円以上）、測定工具等（30万円以上）、ソフト（70万円以上）、車両等の取得

30%の特別償却

資本金3千万円以下は7%の税額控除も可

◆中小企業経営強化税制　新　設

●認定経営力向上計画に記載された資産で、

●生産性向上要件等を満たすもの

建物付属設備、機械、工具器具備品、ソフト等

100%の特別償却

資本金3千万円以下は10%の税額控除も可

Copyright© EIWA Consulting, Inc. All Rights Reserved

◆商業・サービス業等活性化税制　　2年延長
認定経営革新等支援機関のアドバイスに基づく建物付属設備（60万円以上）、器具備品（30万円以上）の取得
⇒ 30%の特別償却
資本金3,000万円以下なら7%の税額控除

●2%の賃上げで22%減税

賃上げ税制が拡充され、平均給与が前期より2%以上アップで、増加人件費の22%（現行10%＋12%上乗せ）分の法人税が減税に！

★賃上げ税制の要件
①当期人件費≧2012年度人件費×103%
②当期人件費≧前期人件費
③１人当り平均給与＞前期平均給与
（2%以上増で税額控除12%上乗せ対象）

●業績好調なら大企業並み課税に！

中小企業の軽減税率の特例“所得800万円以下15%（原則19%）”は２年延長です。

ただし、過去３期間の平均所得金額が15億円を超える好調企業は、こういった中小法人の特例対象外となり、大企業並みの課税を受けることになります。

中小法人の特例	
法人税の軽減税率	所得800万円以下15%
交際費の損金不算入	年800万円まで損金（大企業は接待飲食費の50%相当のみ）
少額減価償却資産の特例	30万円未満の資産の一括損金算入（年300万円まで）
貸倒引当金の損金算入	売掛債権の一定割合を損金算入（卸売業1%、製造業0.8%等）
欠損金の繰越控除	欠損金100%の繰越控除可能

●わが社の株価は上がる？下がる？

事業承継に大きな影響が出そうなのが、類似業種比準価額の計算方法の改正です。

未公開会社の株価は、総資産や年商で会社規模を判定し、“類似業種比準価額”と“純資産価額”を併用計算します。会社規模が大きいほど類似業種比準価額の影響は大きくなります。

類似業種比準価額 × L ＋ **純資産価額 ×（1-L）**
大会社：L=1
中会社：0.9から0.6
小会社：0.5

★改正後は“会社利益”の影響が低くなるため、高収益企業の株価は下がる一方、簿価純資産が厚い会社の株価は上がる可能性あり。
★会社規模の判定基準の見直しで、大、中会社に分類される企業が増える方向に。純資産価額が高い会社は、株価が下がる余地あり。

富裕層の節税対策封じ

●海外脱出組にも相続税が…

親が国内に住んでいる限り“国外財産に相続税（贈与税）がかかる”からと、親子で海外脱出した富裕層には残念な改正です。移住後10年（現行5年）以内に亡くなると、遠く日本から相続税がかかることになります。

なお滞在期間10年以内の外国人は、相続税課税が緩和される方向に改正されます。

海外移住者への相続税・贈与税課税は増税へ

被相続人／贈与者 ＼ 相続人／受贈者	国内に住所あり	国内に住所なし：日本国籍あり：10年（現行5年）以内に日本に住所あり	国内に住所なし：日本国籍あり：10年（現行5年）以内に日本に住所なし	国内に住所なし：日本国籍なし
国内に住所あり				
国内に住所なし：10年（現行5年）以内に日本に住所あり				改正箇所
国内に住所なし：10年（現行5年）以内に日本に住所なし			国内財産だけに課税	

国内財産、国外財産全体が課税対象

●タワマン節税は大丈夫？

タワーマンションを買って評価減で相続税節税を図る“タワマン節税”が富裕層に大流行。マンションの相続税評価は、階数にかかわらず広さで決まるため、高層階ほど買った値段より割安な相続税評価となるためです。

今回、相続税の改正はなかったものの、来年以降改正される可能性は十分あるでしょう。

★タワマンの固定資産税の改正ポイント
現行税制では、マンションの固定資産税は同じ床面積なら何階でも同額。2017年4月以後に購入の新築タワマン高さ60m超、約20階建以上）は高層階で高く、低層階で低く調整されます。

●広大地評価方法が明確化

大規模宅地（1,000㎡以上、都市部500㎡以上）について、戸建分譲を前提に道路や公園部分の評価減をとって評価を下げる“広大地評価”の特例。富裕層の節税手法のひとつでしたが、相続税評価と取引価格のかい離が問題視され改正に。広大地の要件が明確化され、かい離が出ない評価方法に見直される予定です。

Copyright© EIWA Consulting, Inc. All Rights Reserved

相続税の課税割合が2倍へ－我が家の相続に備えよう！

●東京国税局の課税割合は12.7%！

2015年中に亡くなった方約129万人のうち、相続税の課税対象となったのは約10万3,000人と、前年の約5万6,000人から4万7,000人も増加しました。背景には2015年からの相続税増税があり、相続税の課税割合（申告書提出し納税あり）は前年の4.4%から8.0%に倍増しました。

最も課税割合が高いのは東京国税局管内（千葉、東京、神奈川、山梨）の12.7%（前年の1.7倍）でした。前年データから試算すると、東京23区の課税割合は17.7%、地価の高い千代田区、港区、渋谷区に限ると3割から4割もの高率になりそうです。

まだという方は、今年を我が家の相続対策元年に！財産を棚卸した上で、もめるリスクはあるのか？相続税がかかるのか？納税資金は足りるのか？を検討し、家族の将来のため必要な対策を行っておきましょう。

国税局ごとの課税状況の推移

	2015年		2014年	
	課税対象者数	課税割合	課税対象者数	課税割合
札幌国税局	2,452	**4.0%**	1,207	2.0%
仙台国税局	4,245	**3.8%**	1,999	1.8%
関東信越国税局	約14,000	**7.4%**	約7,200	3.9%
東京国税局	約32,000	**12.7%**	約19,000	7.5%
金沢国税局	2,300	**6.8%**	1,138	3.4%
名古屋国税局	16,031	**11.0%**	8,591	6.1%
大阪国税局	約17,000	**8.2%**	約9,600	4.2%
広島国税局	約5,700	**6.6%**	約2,800	3.3%
高松国税局	3,024	**6.2%**	1,535	3.1%
福岡国税局	3,540	**4.6%**	1,823	2.4%
熊本国税局	2,306	**3.3%**	1,235	1.8%
沖縄国税局	636	**5.6%**	385	3.4%
全　体	**103,043**	**8.0%**	56,239	4.4%

●10件中8件で申告もれ！

2015事務年度（2015年7月から2016年6月まで）の１年間に実施された相続税の実地調査件数は1万1,935件、申告もれ金額は3,004億円見つかりました。申告もれが多いのは、現金1,036億円、土地410億円、有価証券364億円の順でした。

相続税の調査では“8割”と非常に高い割合で申告もれが発見されます。税務署は手元の情報などをもとに、無申告者や過少申告と思われる対象をﾋﾟｯｸｱｯﾌﾟするため、確度の高い調査が実施されます。

“申告したら税務調査がくる“つもりで、適正に申告しておきたいものです。

●無申告者は調査のターゲット！

相続税無申告者863件について税務調査が行われ、うち76%の655件で申告もれが見つかっています。１件あたりの平均進行もれ金額は9,543万円と、“うっかり申告もれ”とはいえない印象です。

贈与税の税務調査は、８割以上は無申告者を対象に実施されます。2015事務年度は3,600件あまりの調査が無申告者を対象に実施され、195億円もの申告もれが見つかっています。（１件あたり平均540万円）申告もれが多いのは、現金117億円、有価証券38億円の順でした。

贈与税の無申告は、故意に申告しないケースだけでなく、生命保険の受取り、マイホームの名義など、“贈与になるとは知らなかった”場合も多そうですから、基礎知識は備えておきたいところです。

●富裕層の申告もれ海外資産47億円！

★相続財産に海外資産がある、★相続人や被相続人が海外に住んでいる、★海外資産に関する資料情報があるもの、★外資系金融機関との取引のあるものは“海外資産関連事案”とされ、2015事務年度は859件の調査が実施されました。このうち117件で47億円の海外資産の申告もれが見つかっています。

●恐るべし！税務署の情報収集力

税務署は大口資産家などの資産状況について情報を収集・蓄積し、調査に活用しています。昨年は国外財産調書の未提出者3,619人に対しお尋ねが発行されましたが、これは税務署が国外財産の所有状況をそれぞれ管理していることを物語っています。

海外の税務当局からは年間12万件弱の利子、配当、家賃、給与などの支払情報などが届き、特定人物について海外当局へ問い合わせする仕組みも活用されています。海外資産だからわからないだろう…などと思っていると、とんでもないしっぺ返しに会うことになりかねません！

Copyright© EIWA Consulting, Inc. All Rights Reserved

金利・為替・株価推移表

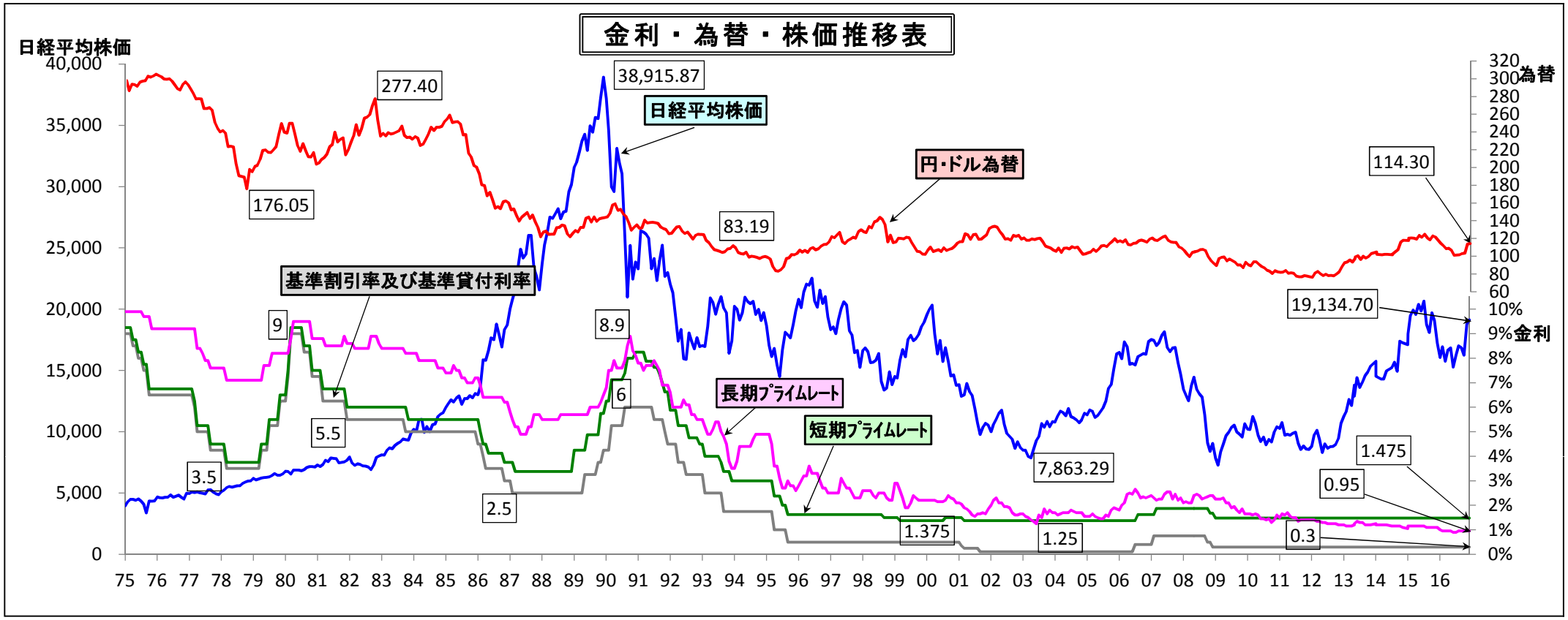

2017年1月12日

基準貸付金利	0.30%
短期プライムレート	1.475%
変動長期 3年内	1.775%
プライムレート 3年超	1.975%
長期プライムレート	0.95%
フラット35（住宅ローン）	1.340%
日経平均株価	19,134円
為替（円／ドル）	114.30円

年度	景気	日本社会経済年表
1955		電気釜、洗濯機等家庭電化時代
56		経済白書「もはや戦後ではない」
57	なべ底不況	なべ底不況はじまる
58		一万円札発行、大卒初任給1万2千円
59	岩戸景気	皇太子結婚。TV2百万台突破
60		国民所得倍増計画が決定
61		サラリーマン平均月収4万5千円
62		大都市住宅難公団競争率52倍
63		兼業農家4割超「3ちゃん農業」
64		東京オリンピック開催
65		いざなぎ景気はじまる
66	いざなぎ景気	カラーTV等3Cが三種の神器
67		ECヨーロッパ共同体）成立
68		GNP世界第2位に！
69		アポロ11号月面着陸成功
70		世帯平均貯蓄高百万円突破
71		沖縄返還
72		札幌冬季オリンピック開催
73	第1次石油不況	第一次石油ショック、紙不足に
74		消費者物価急騰「狂乱物価」
75		核家族世帯が64%に
76		ロッキード事件発覚
77		カラオケ登場、ブームはじまる
78		マイカー保有2千万台突破
79		第二次石油ショック省エネ時代
80	第2次石油不況	自動車生産台数が世界一に
81		食管法改正、米穀通帳廃止
82		カード式公衆電話が登場
83		パソコン普及台数百万台突破
84	円高不況	国民の中流意識90%に
85		焼酎40%の伸び、酎ハイブーム
86		男女雇用機会均等法が施行
87	平成景気	NY株式市場暴落「魔の月曜日」
88		東京の地価69%上昇「狂乱地価」
89		消費税スタート、3%課税
90		3K職、若者に敬遠される
91	平成不況	バブル崩壊に経済揺れる
92		学校5日制スタート
93		連立与党が成立
94		就職氷河期はじまる
95		阪神淡路大震災
96		携帯電話が急増
97		消費税5%に
98		長野冬季オリンピック開催
99		日本初脳死臓器移植を実施
00		そごう他大手生保の経営破綻
01		米国テロ、日本初狂牛病
02		北朝鮮拉致被害者帰国
03		新型肺炎SARS流行
04		新潟県中越地震
05		郵政民営化法の成立
06		いざなぎ超え、M&A急増
07		消えた年金問題発覚
08		米国発、世界金融危機
09		民主党へ政権交代
10		大学生の就職内定率過去最低
11		東日本大震災・福島原発事故
12		東京スカイツリー・自民党政権復活
13		アベノミクス・富士山世界遺産登録
14		消費税8%、青色LEDノーベル賞
15		安全保障関連法・中国人客爆買い
16		マイナス金利導入・リオ五輪

Copyright© EIWA Consulting, Inc. All Rights Reserved